

モニタリングポスト等空調機保守点検業務仕様書

1 委託業務の名称

モニタリングポスト等空調機保守点検業務

2 委託業務の概要及び目的

モニタリングポスト（局舎）等の空調設備について、その機能を常に最善の状態に維持し、また、効率的な業務運営を確保するために、関係法規及び以下に定める事項により保全管理業務を行う。

3 委託業務の実施箇所

別紙「空調機保守点検業務細目」のとおりとする。

4 委託期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

5 業務内容

- (1) 空調設備の点検・清掃・調整に関すること。
- (2) その他必要と認められる立会い、修繕、連絡調整に関すること。

6 保全管理業務の実施

- (1) 保全管理業務の詳細は、別紙「空調機保守点検業務細目」による。
- (2) 保全管理上必要な業務については、契約書、本仕様書に定めがなくとも誠意を持って行うこと。
- (3) 実施計画書、業務従事者名簿及び緊急連絡体制図を作成し、これを発注者へ事前に提出し、業務従事者の中から総括責任者を1名選出し、発注者の承諾を受けること。実施計画等の変更を要する場合も同様とする。また、業務を行う際は発注者と事前に日程を調整し、業務従事者は業務中において作業員証を携行すること。
- (4) 業務の結果、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行い、障害発生を未然に防止し、また、障害が発生した場合は、直ちに適切な処置を行った上で、発注者にその結果を報告すること。
- (5) 業務実施日以外の日において、担当職員等が急遽異常を発見し、直ちに適切な処置を行わないと障害の発生を未然に防止できないと判断した場合、又は、既に障害が発生しており、直ちにその障害を取り除かなければならない場合で、発注者が業務従事者を直ちに招集するため受注者に連絡したときは、受注者は、遅滞なく業務従事者を派遣させること。
- (6) 修繕等の対応については、以下のとおりとする。
 - ア 突然障害が発生した場合は、直ちに発注者に連絡し、指示により速やかに必要な処置を講ずること。
 - イ 業務の結果、部品の取替え又は修繕を要すると認めたときは、その都度遅滞なく発注者に報告し、指示を受けること。

ウ 上記ア及びイに係る経費は、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。
ただし、受注者の責めに帰すべき事由により修繕等の費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

- (7) 業務の実施に要する光熱水費は、発注者の負担とする。また、業務の実施に要する消耗品及び工作器材は、受注者の費用負担により受注者が用意するものとする。
- (8) 業務の結果生じる使用済み部品等の廃棄物は、受注者の責任により処分するものとする。

7 業務実施に係る提出書類

- (1) 着手届及び上記6-(3)で定める書類については、契約締結後速やかに発注者へ提出すること。
- (2) 受注者は、保守点検等の実施結果及び設備の異常や障害に係る対応結果について、業務報告書により業務完了後速やかに発注者へ提出し、発注者の承諾を受けること。また、業務終了後3年間保存すること。業務報告書は正本と写しを提出するものとする。

8 業務従事者

- (1) 業務従事者のうち1名以上は、「2級管工事施工管理技士」以上の資格を有する者とする。
- (2) 業務従事者は、設備の点検等業務において、必要な教育訓練を修了した技術優秀な者とする。
- (3) 発注者は、業務従事者として不相当と認めた者について、受注者と協議して交代を求めることができる。
- (4) 受注者は、業務従事者が転任又は転職等の事情により当該委託業務の業務従事者の職を降る場合には、原則として事前に発注者の承諾を受け、交代者と十分に引き継ぎを行い、業務に支障のないよう対応すること。

9 受注者の義務

- (1) 受注者は、緊急の事態に備え、発注者からの連絡に基づき速やかに対応できる体制を確保しておかなければならない。
- (2) 受注者は、上記4の委託期間中、当該委託業務の他に、受注者にとって過重な委託業務を受注することに伴い、発注者が必要とする業務従事者が確保できない状況を招いてはならない。
- (3) 発注者が必要ありと認めた場合は、受注者は、前回の受注業者からの業務引継及び次回の受注業者への業務引継を行うこと。なお、これらの業務引継に要する費用は、全て受注者の負担とする。また、これらの業務引継を実施する時期は、発注者の指示による。

10 作業時間

保守点検業務の作業時間は、原則として甲の勤務時間である平日午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、帰還困難区域内における作業は平日の午前9時から午後5時までとする。

11 相互協力

受注者は、当該委託業務に必要なものについて、発注者と相互に協力して適切な業務を行うものとする。

別紙

空調機保守点検業務細目

1 空調機の保全管理業務

(1) 設備の主な内容

ア EPZ 内局舎

No	局舎名		住所	区域	機数	室内機型式	室外機型式	メーカー
1	広野町	二ツ沼	広野町大字下北迫字大谷地原 63-1	—	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
2	檜葉町	山田岡	檜葉町大字山田岡字仲丸 1-77	—	1	F28XTES-W	R28XESE	ダイキン
3	檜葉町	繁岡	檜葉町大字上繁岡字山神 97-36	—	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
4	檜葉町	松館	檜葉町大字上繁岡字中平 218-2	—	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
5	檜葉町	波倉	檜葉町大字波倉字前山 1-2	—	1	F28MTES-W	R28MESE2	ダイキン
6	富岡町	上郡山	富岡町大字上郡山字滝ノ沢 426-5	—	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
7	富岡町	下郡山	富岡町大字下郡山字原下 155	—	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
8	富岡町	富岡	富岡町本町 1-1	—	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
9	富岡町	夜の森	富岡町大字夜の森南 1-25	—	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
10	大熊町	向畑	大熊町大字小入野字向畑 257	帰還	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
11	大熊町	南台	大熊町大字夫沢字南台 82-7	〃	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
12	大熊町	大野	大熊町大字下野上字大野 595-8	—	1	FAP80DG	RZRP80BCT	ダイキン
13	大熊町	夫沢	大熊町大字夫沢字大 282-1	帰還	1	F28RTES-W	R28RESE2	ダイキン
14	双葉町	山田	双葉町大字山田字北田 179	〃	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
15	双葉町	郡山	双葉町大字郡山字塚腰 93-1	〃	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
16	双葉町	新山	双葉町大字長塚字町東 154	—	1	F28MTES-W	R28MESE2	ダイキン
17	双葉町	上羽鳥	双葉町大字上羽鳥字榎内 287	—	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
18	浪江町	浪江	浪江町大字権現堂字北深町 43-1	—	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン
19	浪江町	幾世橋	浪江町大字北幾世橋字植ノ畑 11	—	1	F28RTES-W	R28RESE	ダイキン

イ UPZ 内局舎

No	局舎名		住所	区域	機数	室内機型式	室外機型式	メーカー
20	いわき市	小川	いわき市小川町上小川字表 7-1	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
21	いわき市	久之浜	いわき市久之浜町田之網字向山 53	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
22	いわき市	下桶売	いわき市川前町下桶売字久保田 122-3	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
23	いわき市	川前	いわき市川前町川前荷付場 1-1	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
24	田村市	都路馬洗戸	田村市都路町古道字休場 33-36	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
25	南相馬市	泉沢	南相馬市小高区泉沢字大久 195	—	1	S36ZTES-WE2	R36ZESE	ダイキン
26	南相馬市	横川ダム	南相馬市原町区馬場字滝 76-1	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
27	広野町	小滝平	広野町大字上浅見川字土ヶ目木 1-7	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
28	檜葉町	木戸ダム	檜葉町大字上小墻地内	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
29	川内村	下川内	川内村大字下川内字山梨作 504-1	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
30	浪江町	大柿ダム	浪江町大字室原字十年平地内	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
31	浪江町	南津島	浪江町大字南津島字下冷田地内	帰還	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
32	葛尾村	夏湯	葛尾村大字落合字夏湯地内	—	1	RAS-AJ36C	RAC-AJ36C	日立
33	南相馬市	萱浜	南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45-169	—	1	PUZ-ERP80HA14	PK-RP80KA12	三菱
34	飯館村	伊丹沢	飯館村伊丹沢字伊丹沢 580-1	—	1	PUZ-ERP80HA14	PK-RP80KA12	三菱
35	川俣町	山木屋	川俣町山木屋小塚山 9-1	—	1	PUZ-ERP80HA14	PK-RP80KA12	三菱

帰還：帰還困難区域（入域制限有り）

(2) 点検等の内容

- ・定期保守点検（フィルタ及びフィン清掃含む） 1回／年

保守点検項目の詳細は「モニタリングポスト等空調機保守点検業務 保守点検項目一覧表」による。

モニタリングポスト等空調機保守点検業務 保守点検項目一覧表

1. 空調設備

点検区分	点検箇所	点検項目	点検頻度	備考
定期保守点検	空冷ヒートポンプエアコン (室外機)	音・振動・腐食・変形等の外観点検	1回/年	
		フィン清掃・外観点検	1回/年	
		外気・室内の温度確認	1回/年	
		各制御機器の作動確認	1回/年	
		運転圧力・運転温度・冷媒漏れの確認	1回/年	
		電圧・電流確認・絶縁抵抗測定	1回/年	
		遠方運転の確認他	1回/年	
	空冷ヒートポンプエアコン (室内機)	ファン・エアフィルタ外観清掃点検	1回/年	
		本体・機器配管取付ボルトの増し締め	1回/年	
		ルーバー動作確認	1回/年	
		制御盤内清掃・外観点検	1回/年	
		マグネットスイッチ等の電気品点検	1回/年	
		端子台の弛み点検・増し締め	1回/年	
	その他	停電自動復帰回路の動作確認	1回/年	